

## 行政支出削減推進に向けた意見

2008年11月4日  
社団法人 経済同友会

### 1. はじめに

わが国は、2007年度末現在で国、地方を合わせて800兆円余りの膨大な長期債務を抱えており、今もなお債務は累増する傾向にある。わが国財政運営上のリスク、将来世代への負担等その影響を考えれば、看過しえない問題である。

そのような情勢下、政府は、2006年「骨太の方針」において、2011年度プライマリー・バランス黒字化達成目標を掲げた。この目標は、膨大な負担を次世代へ先送りしないという国民への約束であり、また、日本経済への信認を確保する強い決意を表した市場へのメッセージである。

経済同友会は、この目標の堅持を強く求めている。なぜなら、喫緊の課題である財政再建を果たす上で、徹底した歳出削減による財政規律回復を抜きにして安易な増税に頼れば、いずれ歳出拡大を招き、同じ問題が繰り返されると考えるからである。

こうしたなか、本年7月に設置された行政支出総点検会議(以下、会議)の活動に対し、経済同友会は、行政全般への信頼回復のみならず、財政規律回復への期待から、この会議の活動に協力したいと考えている。

経済同友会は、会議の活動と軌を一にし、その活動に資するべく、以下の通り意見を提示する。

### 2. 行政支出削減案に対する意見

経済同友会では、「小さな政府」の実現を目指し、折にふれて官民の役割分担を見直し、歳出を削減すべく、提言活動を行ってきた。

このたび、意見書作成にあたり、これまでの提言活動の成果および会議での議論の枠組みをもとに、その対象を、(1) 公益法人への支出、(2) 特別会計の支出、(3) 政策の棚卸し、(4) その他、の4項目に分けて検討した。

検討に当たっては、会議での基本方針を参考に、国民目線、特に経営者の知見を最大限に生かすことを念頭に置き、歳出について、必要性(国民のニーズがあるか、今すぐすべきか)、有効性(手段は妥当か、効果はあるか)、効率性(費用対効果)の観点から再度評価を行った。

#### (1) 公益法人への支出：競争入札の徹底

経済同友会では、特別会計や独立行政法人等の見直しにおいて、喫緊の課題である財政再建の観点から官の役割を見直すことで、補助金の適正化を図ることを提言してきた<sup>1</sup>。検討の過程では、独立行政法人の発注する業務について、一般の民間事業会社による競争入札に基づいて実施することが適切と思われるにもかかわらず、特定の公益法人に発注して

<sup>1</sup> 「特別会計ならびに特定財源の抜本改革に向けて」(2005.11.21)、「独立行政法人の徹底した見直しを～『整理合理化計画の具体的な策定方針』の決定に向けて～」(2007.7.13)

いる例がしばしば見られた。特に、形式上、企画競争等の競争性のある入札方式を採用しつつも、要件等の設定により新規参入が排除されている例も見られた。そのため、入札方式の見直しにおいては、実質的な競争性の担保に取り組むべきである。

例えば、公営住宅の管理・補修業務は、民間不動産会社の提供する集合住宅の管理と同質であり、一般競争入札により受注を決定すべきである。また、調査業務・広報業務も、特定の公益法人と契約を締結するのではなく、民間企業に門戸を開き競争性を高めることで、費用対効果に基づき発注に取り組むべきである。

今般、行政支出総点検会議において、独立行政法人を通じた「行政と密接な関係を有する公益法人への支出」の見直しが実施される。その際、経済同友会として、下記の公益法人における契約関係の見直しを求める。なお、当然のことながら、下記以外にも多くの公益法人が広報業務や施設管理業務を実施しており、それらの業務契約についても徹底した精査が実施されることを期待する。

#### 財団法人雇用振興協会

雇用能力開発機構が実施する雇用促進住宅の維持・管理（集会所・駐車場等を含む）を委託されている。当協会の 2006 年度の総売上額約 334.6 億円のうち、雇用能力開発機構との契約額は約 323.0 億円（96.5%）を占めている。

#### 財団法人住宅管理協会

都市再生機構の賃貸住宅の管理業務の代行（入退去に関する事務、家賃等の収納・督促、修繕時の調査・設計・工事管理など）を実施している。当協会の 2006 年度の総売上額約 233.7 億円のうち、都市再生機構との契約額は約 210.8 億円（90.2%）を占めている。

#### 財団法人水資源協会

水資源に対する国民の関心を高め、理解と協力を得るための広報・啓発・出版等に関する事業を実施している。当協会の 2006 年度の総売上額約 9.9 億円のうち、水資源機構との契約額は約 8.3 億円（83.7%）を占めている。

### （２）特別会計の支出

2008 年度歳出予算（当初予算）では、一般会計が 83 兆円であるのに対し、特別会計の歳出総額は 368 兆円、重複分を除いても 178 兆円にのぼる。また、一般会計の歳出の約 60% にあたる約 49 兆円が特別会計に繰入れられている（うち 20.2 兆円が国債整理基金特別会計に、15.6 兆円が交付税及び譲与税配付金特別会計に、8.3 兆円が年金特別会計にそれぞれ繰入）。

歳出規模だけにとどまらず、国家公務員の予算定員（2008 年度末）を見ても、合計 60.4 万人（自衛官を除けば 35.6 万人）のうち 7.6 万人が特別会計で賄われているなど、わが国の財政における特別会計の存在は極めて大きい。しかし、これまで特別会計がその大きな存在に見合うだけの国会や社会からの監視を受けてきたのか疑問である。一部の特別会計で明らかになった不適切な歳出は、歳出全体からすれば小さな金額であっても、国民の疑

念を高めている。

現在、特別会計の見直しが進行中であり、2006年度時点で31あった特別会計は2008年度時点で21となり、2011年度までに17まで縮減されることになっている。この見直しが単なる特別会計数の縮減にとどまることなく<sup>2</sup>、無駄な歳出を削減して財政再建や国民の負担軽減につなげていくことが望まれる。そのためには、以下の改革が必要である。

## 特別会計全般について

### 繰越剰余金・積立金の取扱い

- ・一般会計からの繰入が多い特別会計から生じた剰余金は一般会計への繰入を原則に剰余金について、各特別会計を通じた共通ルールとして「積立て及び資金組入れの金額を控除してなお残余があるときは、翌年度歳入に繰入れ」、「翌年度歳入繰入れの金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、一般会計に繰入れ可」とされているが、歳入の一定割合以上を一般会計からの繰入れが占める特別会計については、複数年度にわたる事業が確定している場合や翌年度に事業繰越が行われた場合を除き、一般会計への繰入れを原則とするべきである。
- ・積立金の適正なレベルを明確化し、それを上回るものは国債償還や料金等負担者への還元  
各特別会計の積立金の「適正」なレベルについて、その根拠と共に明確化するべきである。そして、積立金はそのレベルを超えた場合には、歳入の一定割合以上を一般会計からの繰入れが占める特別会計については国債整理基金特別会計への繰り入れを、保険料等に歳入を依存する特別会計については保険料負担者への還元を制度化するべきである。
- ・公務員が予算の効率的な執行に取り組むモチベーションを持ちうる制度へ  
繰越剰余金や積立金の取扱いを厳格化するにあたっては、予算執行の効率化を阻害することのないよう（当年度予算の使い切りを助長することのないよう）、留意する必要がある。したがって、会計制度の見直しにとどまらず、無駄の削減努力や実績を前向きに評価できるよう公務員の評価・処遇を含めた公務員制度の見直しも必要である。

### 予算・決算の透明性向上

- ・事業区分・経理区分等の統一による一覧性と透明性の向上  
予算書・決算書に示された事業区分と金額では、事業そのものの是非や費用の適正さを判断することがほぼ不可能であり、例えば、公用車の運用費や調査・広報費が「事業費」として無駄に使われていても検証ができない。また、各特別会計・勘定によって予算書・決算書の構成や経理区分が異なるため、一覧性に欠ける。予算書・決算書等のフォーマットや費目の定義の統一など、透明性を向上させる工夫が必要である。

<sup>2</sup> 統廃合前後の予算定員を比較すると、社会資本整備特別会計の場合、統合前である2006年度(道路整備、治水、港湾整備、空港整備、都市開発資金融通の5特別会計合計)の25,563人から、2008年度の24,831人へと、約3%しか減少していない。更に、エネルギー対策特別会計では、2006年度(電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策の2特別会計合計)の716人から2008年度の737人へと増加しているなど、統廃合が効率化につながっていないのではないかとと思われるものもある。

- ・事業評価の仕組みの整備と監査の徹底を  
定量的な事業評価の仕組み（ベンチマークの採用など）の整備と併せ、業務監査・会計監査の徹底<sup>3</sup>が必要である。
- ・「業務取扱費等」、とりわけ「庁費」の詳細公表と検証を  
特別会計・勘定によって「業務取扱費等」<sup>4</sup>、とりわけ「庁費」の規模が大きく異なっている。経理区分が一様でないことがその一因であると思われるが、庁費の用途がまったく明らかにされていないため、他の費目への流用や予算消化を目的とした備品購入の有無など、妥当性を判断できない。庁費の内容を公開することと併せ、その妥当性について検証が必要である。

#### 不断の見直しの制度化

- ・特別会計が実施する事業、更には特別会計そのものへのサンセット条項の導入を  
民間に比べ、事業や制度の抜本的な見直し（スクラップ&ビルド）は、官のもっとも不得意とするところである<sup>5</sup>。特別会計が実施する事業について、また、特別会計そのものについてサンセット条項を導入し、その継続・変更の是非について定期的かつ不断に検証することを制度化すべきである。  
とりわけ、保険や再保険に係わる特別会計<sup>6</sup>は、国が関与する必要性や民による代替の可能性などの面からの継続的な検証が必要である。

#### 個別の特別会計について

##### 農業共済再保険特別会計、及び、漁船再保険及漁業共済保険特別会計

- ・繰越を除く歳入の大部分が一般会計からの繰入であって再保険料の比率が極めて低く（再保険料：一般会計繰入の比率は、農業が 11：89、漁船が 1.3：98.7、2008 年度予算）かつ、歳出でも、再保険金支払に比べて共済事業者等に対する交付金の比率が高く（再保険金支払：交付金の比率は、農業が 64：36、漁船が 24：76）、保険の体をなしていない。
- ・農業共済、漁業共済等は、国が共済掛金の一部を負担すると共に、共済事業者等の事務費を一部負担する仕組みになっているとはいえ、特別会計としてこの制度を運営する妥当性があるかは疑問である。

##### 労働保険特別会計

- ・労働者健康福祉機構には、労災勘定から約 1,594 億円が出資され、2008 年度予算では同機構に対して運営費・施設整備費として 195 億円が歳出されることになっている。同機構はその中心的な事業として全国で 32 の労災病院を運営しているが、経常損失が継続しており、2007 年度末時点で 287 億円の累積損失を抱えている。労災病院の利

<sup>3</sup> 国会の決算審議の充実が必要であるほか、会計検査院の機能強化、日本版 GAO（行政監視院）の新設、完全な第三者で構成する評価委員会の設置義務化等の方策が考えられる。

<sup>4</sup> 職員給与・諸手当、旅費、情報処理・通信費用、業務委託費、「雑費」的な経費である「庁費」など

<sup>5</sup> 例：食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化事業には、「自作農創設に必要な経費」が計上されている。

<sup>6</sup> 労働保険特別会計、船員保険特別会計、農業共済特別会計、漁船保険及漁業共済保険特別会計、森林保険特別会計、地震保険特別会計、貿易再保険特別会計

用者（通院及び入院）に占める労災患者は、5%程度（2000年度）<sup>7</sup>にまで低下しており、労災保険によって労災病院を支える必然性は薄れている。

労災病院の研究機能への特化と整理統合、及び、地域医療にとって重要な労災病院については労災保険のスキームから分離しての存続を図るべきである。

- ・現在行われている雇用・能力開発機構（雇用勘定からの出資：6,740億円、運営費・施設整備費としての歳出は786億円、2008年度予算）の抜本的な見直しに期待する。
- ・本特別会計には、保険料収入の4年分に相当する多額の繰越利益が存在する。繰越利益の適正な規模を検証した上で、必要以上の繰越分は、事業や業務の徹底した見直しによる経費削減分と併せ、保険料負担者（雇用者及び被雇用者）に還元するべきである。

#### 社会資本整備特別会計

- ・特別会計統合の実質的効果を検証し、効率化を促進するため、事業評価比較を各勘定間のみならず、各地方整備局間でも実施するべきである。
- ・空港整備勘定の庁費が突出して多い<sup>8</sup>。経理区分の妥当性、及び、庁費の内容・妥当性の検証が必要である。
- ・「補助事業」の仕組みが、結果として地方自治体による不要不急の公共事業実施を促しているのではないか。

#### エネルギー対策特別会計

- ・電源立地対策の効果・実績について、地域間比較等の定量的な検証を行い、その結果を明らかにすることは、受給自治体の効率化にも寄与するのではないか。
- ・エネルギー需給構造高度化対策の委託費・補助金の効果・実績について、関連する独立行政法人が実施する事業の効果・実績も含め、定量的な事業評価が必要である。

### （3）政策の棚卸し

経済同友会では、昨年、各独立行政法人が実施している個々の事業について、「官が政策的に行う必要性はあるか」「現在の実施スキーム自体が必要か」という視点から精査を行い、その成果を提言として発表した<sup>9</sup>。

上記の視点は、今般、会議が「行政の無駄ゼロ」に取り組む共通の視点と通じるものである。そのため、独立行政法人が実施する下記の事業について、経済同友会として、改めて廃止を提言する。

また、すでに政策として定められたもののうち、その進捗率が低いものについては、これを推進して目標を先送りすることのないよう求める。

<sup>7</sup> 労災病院における労災患者の比率は、入院：52%（1957年度） 5.3%（2000年度）、外来：21%（1957年度） 5.4%（2000年度）と大幅に低下している。（総務省行政評価局「特殊法人に関する調査結果に基づく通知」2002年7月）

<sup>8</sup> 2008年度予算の業務取扱費及び庁費を空港整備勘定と他勘定合計を比較すると、業務取扱費が空港：1,482億円 他：1,979億円、庁費が空港：442億円 他84億円。

<sup>9</sup> 詳細は「独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて」（2007.10.30発表）「独立行政法人の合理化・効率化を求める～独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて～」（2007.11.21発表）を参照。

### 雇用・能力開発機構

雇用・能力開発機構については、独立行政法人整理合理化計画において「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」とされており、行政減量・効率化有識者会議が9月17日に「雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）」を決定した。

同方針は、国の果たすべき主な役割は全国的な施策の企画・指導やそのフォローアップであり、実施はできるだけ地方や民間に委ねていくとの基本方針に従い、各業務について必要性の低い業務は止める、民間でできるものは民間で、地方でできるものは地方で、他の法人で可能ならその法人で実施するとの観点から事業の精査を行った結果、雇用・能力開発機構は廃止すべきとの結論を提言している。

経済同友会は、同機構の中核事業として実施されている職業能力開発事業について、民間事業者による職業訓練施設が充実しつつあること、機構の提供する職業訓練コースの7割は民間に委託されていること、都道府県も職業訓練開発促進法に基づいて職業訓練事業を実施していることから、同機構が自ら施設を保有して訓練事業を実施する意義は低下していると判断した。そのため、昨年、国の役割をバウチャー制度等の導入を通じた費用面からの支援に限定し、同機構による事業は廃止することを提言した<sup>10</sup>。その際、雇用・能力開発機構が保有する施設については、民間への売却や都道府県への移譲を進めることが望ましい旨を付記した。

すなわち、有識者会議における決定は、本会提言の趣旨に沿うものである。そのため、同方針に従って、各事業の廃止・移譲を進め、雇用・能力開発機構を1年以内に廃止することを強く求める。

### 住宅金融支援機構：住宅融資保険業務

主に中小金融機関に対して、住宅ローンの焦げ付きに際しての保険を提供する業務である。ただし、中小金融機関向けの保証は全国保証株式会社や社団法人しんきん保証基金も実施しており、その取扱額は住宅金融支援機構を大きく上回る。そのため、当業務の必要性は乏しく、廃止すべきである。

### 日本学生支援機構：奨学金貸与事業

経済的理由により学業の継続が困難な学生を支援する第一種奨学金（無利子）には、特別の公的支援が必要である。しかし、貸与という金融業務として実施している以上、債権回収やリスク管理の実績が乏しい公的機関に実務を委ねるのは適切ではない。したがって、直接的な融資は民間金融機関に委ね、機構は利子補給と一部債務保証にスキームを転換すべきである。また、資格上限<sup>11</sup>の引き下げも検討すべきである。

一方、有利子奨学金を貸与する第二種奨学金については、政策金融改革の一環として、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）による教育資金融資である教育ローン貸付の縮小が決定しているため、政策的整合性の観点から廃止すべきである。

<sup>10</sup> 「独立行政法人の合理化・効率化を求める～独立行政法人整理合理化計画の策定に向けて～」（2007.11.21発表）

<sup>11</sup> 第一種奨学金の資格上限は、年収・所得99万円程度（私大・4人家族、主たる家計支持者が給与所得者の場合）である。

#### 福祉医療機構：医療貸付事業

病院や介護老人保健施設等の医療関係施設の設置、整備、経営に必要な資金を融資する事業である。ただし、医療法人に対する融資額のうち、福祉医療機構が占める割合は20%以下であり、大半は民間金融機関による融資である。そのため、当該事業を継続する必要性は乏しく、廃止すべきである<sup>12</sup>。

なお、福祉貸付事業ならびに年金担保貸付・労災年金貸付事業は、政策金融一元化の観点から、日本政策金融公庫へ移管することが望ましい。

#### 農林漁業信用基金：林業寄託業務・災害補償関係業務<sup>13</sup>

林業寄託業務は、農林漁業信用基金が日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）に無利子資金を寄託し、林業者に対する貸付原資を供給する事業である。しかし、公庫へ寄託する原資は民間金融機関より国の利子補給を受けて借り入れているものであり、ここに基金が介在する必要性はない。したがって、公庫が国の利子補給を受けて自ら資金調達を図ることとし、基金による当該事業は廃止すべきである。

災害補償関係業務は、災害補償制度の一環として行われている。被災した農漁業者への共済組合等の支払いに際して、財源が不足した場合に、必要な資金を無担保・無保証で融資する事業である。一方、別途、農業共済・漁業共済特別会計に基づく保険体制も整備されている。そのため、基金が並行して低利融資を実施する意義は乏しく、当該事業は廃止すべきである。

なお、基金が実施している保証業務や融資業務は、政策金融一元化の観点から、日本政策金融公庫へ移管することが望ましい。

#### 日本万国博覧会記念機構：助成事業

大阪万博の収益金の一部を財源とした基金（186億円）の運用益を助成金として交付する事業である（2006年度助成実績0.8億円）。ただし、開催から38年が経過した上、他の独立行政法人も同様の助成事業を実施している点を鑑みれば、万博機構が助成事業を継続する意義は乏しく、廃止すべきである。

#### 教員給与優遇分の縮減

教員の給与は、人材確保法に基づいて一般公務員よりも高い水準にある。すでに「骨太の方針2006」において、2011年度までに優遇分（補助金430億円）を縮減することが定められたにもかかわらず、2008年度予算及び2009年度予算要求までの縮減額は94億円であり、2011年度までに縮減すべき430億円の2割にすぎない。期限である2011年度までに確実に達成するよう、縮減を加速するべきである。

#### （4）その他

経済同友会では、会員に対してアンケートを実施し、行政支出全般について、経営者の目線で無駄と思われる具体的な事例を収集した。

<sup>12</sup> 離島などの民間金融機関による融資が難しい地域については、日本政策金融公庫が例外的に対応する。

<sup>13</sup> 農業災害補償関係業務、漁業災害補償関係業務

アンケートでは、200件を超える事例が報告された。その事例を、必要性、有効性、効率性の視点に基づいて3分類すると「必要性」26%、「有効性」39%、「効率性」35%となっている。さらに、最も多い「有効性」に関する事例のうち、63%が何らかの形での公的機関同士の事業重複を指摘するものであった。

以下、収集した事例を紹介する。ただし、情報収集の制約上、必ずしも確実な証拠に基づいているとは限らない。ゆえに、会議において、事例を検証し、その成否を明らかにしていただくことを希望する。

#### 必要性について検証すべき事例

施設や研究、事務事業について、需要や緊急性などの有無を勘案して、必要性を検証すべきと思われる事例が報告されている。

こうした事例では、施設なら運営費、研究なら研究費といった経費が、毎年度発生している。そのため、必要性を見直して、廃止あるいは中止にすれば、単年度の予算での改善が見込まれる。さらに、廃止によって施設を売却することになれば、臨時収入を期待することもできる。また、投資意思決定を行う段階での事前調査や、事後の効果検証の不備を指摘する声も寄せられた。

PDCAサイクルを実施することなどを通し、事業の必要性を常に検証すべきである。

#### 施設に関する事例

- ・お台場の日本未来科学館は、190億円で建設したが毎年25億円の赤字
- ・一等地にある公務員宿舎の家賃が相場に比べ安く、また、一等地にある必要はない
- ・近くに既存の大型空港が存在する北九州、神戸などの地方空港は、採算が合わず管理コスト等が無駄になっている

#### 研究開発に関する事例

- ・宇宙航空研究開発機構の宇宙ステーション計画には6,000億以上の予算を投入しており、今後もその維持・運用・開発のために1兆円ほどの金額が必要となるため、現状で必要かどうかを検証すべき
- ・経産省NEDO補助事業で、当初の期間が過ぎ、成果が少なく終了すべき研究開発に対して、テーマ名を変えることで、実質継続されるケースがある
- ・次世代スーパーコンピューターに2008年度事業費として約145億円が充てられているが、成果の定量化が不十分ではないか

#### 事務、事業に関する事例

- ・国への申請手続き14,225種類のうち、7,045種類は年間申請件数が0件であることから、不要な法令、無駄な申請手続きを廃止しないために、関係する行政機関職員の業務増大を招いている
- ・不要な法令を廃止しない状況で電子政府化を進め、実際にオンライン利用実績0件の申請手続きもあることから、システム設計の段階での無駄を招いている



### 有効性について検証すべき事例

行政機関の間での業務重複や設定された契約条件のために、手段としての妥当かどうか疑問があり、有効性を検証すべきであると思われる事例が報告されている。

業務重複については、行政機関同士で、同種の事業を重複して実施する事例のほか、民間に対して行われるアンケート調査において、内容や調査項目が重複しているという事例が報告された。後者の事例は、行政側はもちろん、対応する民間側にも余分な事務負担を発生させている。結果として、社会全体で無駄が拡大するため、見直しが必要である。

また、契約条件の設定については、形式上は競争入札を採用しながらも、実質的には参入障壁となる条件を設定し、参加者を限定していると指摘する事例も報告された。

必要性は疑いない場合でも、業務重複の有無や、一般入札制度が骨抜きにされていないかなど、有効性を検証すべきである。

### 同一省庁内の事業重複に関する事例

- ・経済産業省「海外事業活動基本調査」と「海外現地法人四半期調査」等、似通った内容の調査がそれぞれ発行されている
- ・経済産業省内で、定期的に行われている調査がある中で、単発でも似通った内容の調査が発行される（IT投資関係等）

### 中央省庁間の事業重複に関する事例

- ・総務省および公正取引委員会で行っている各種の報告調査
  - <総務省 情報通信政策局で行っている報告調査>
    - a) 「通信産業基本調査」、b) 「通信産業動態調査」
  - <総務省 統計局で行っている報告調査>
    - c) 「サービス産業動向調査」、d) 「通信・放送業投入調査」
  - <総務省 総合通信基盤局等で行っている報告調査>
    - e) 「電気通信事業報告規制に基づく報告」
  - <公正取引委員会 経済取引局で行っている報告調査>
    - f) 「生産・出荷集中度調査」

#### 【重複内容】

- ・ a)と d)の一部の調査項目が重複
- ・ b)と c)の全ての調査項目が重複
- ・ f)のほとんどの調査項目が、a)または e)の調査項目と重複

### 国、地方間の事業重複に関する事例

- ・国道、県道、市町村道と並行して、全く同じ区間で農道が整備されていることが多く見られる
- ・海外からの研修生の受け入れは JICA（国際協力機構）等が実施している一方で、神奈川県でも、県民部国際課が海外技術協力推進費で受け入れを実施している

#### 契約条件に関する事例

- ・道路、交通信号等は入札条件、技術仕様を HP で公開しておらず事実上の参入障壁となっている

#### 効率性について検証すべき事例

官庁独特の事務慣行や労働慣行、広報活動等が、民間の感覚から考えて非効率であり、事業の効率性を検証すべき、とされる事例が報告されている。

事務慣行については、消耗品の在庫や使用量が過大であるとの指摘が目立った。労働慣行については、中央省庁での深夜勤務の常態化を指摘する事例が、多数報告された。それに付随して、人件費、タクシー代などの経費の増大を招いている。ゆえに、中央省庁の業務の仕組みを見直すことを求めたい。

また、広報活動については、過剰にポスター等を作成し、民間に配布しているという事例が複数報告された。これは、費用対効果の点で、行政活動の無駄が発生している一方で、民間でも余分な広告物の管理を押しつけられることになり、無駄が拡大しているといえる。

事務活動や広報活動の費用対効果の把握は、困難であるからこそ、PDCA サイクルを適用し、厳密に検証するべきである。

#### 官庁独特の慣行に関する事例

- ・資料作成が膨大になる傾向にあり、資料作成の労力、紙の消費が過剰ではないか
- ・クリップなどの印刷・配布書類用備品の在庫が、収納庫に満載であるらしい
- ・中央省庁における国会質問対応のための深夜残業とタクシー利用
- ・国会答弁の資料作成、追加の質問に備えた待機
- ・国交省では 4,123 台の公用車のうち半分以上が「運転手付き公用車」であるらしい
- ・政府の各種委員会や審議会は、事前の根回しなど、時間的にも金銭的にも、膨大なコストを要しているながら、そのコストを公表せず、委員の発言を政策に反映していないので、費用対効果の検証が必要である

#### 広報などの事業に関する事例

- ・林野庁「みどりの感謝祭」で、苗木やカブトムシを配布している
- ・経済産業省の毎年発行する「技術戦略マップ」は、年度末に大部数が余っている模様なので、HP に掲載するだけで十分ではないか
- ・経済産業省のジャパン・コンテンツ・フェスティバル事業で、過剰な量のチラシやポスターが各企業に送付された
- ・7月のグリーン・エネルギー促進週間で、7月6日はグリーンのライトアップを行なうよう経産省から要請がある一方で、翌7月7日は消灯を行なうよう環境省から要請があり、相反する広報活動を行っている
- ・2004年より運用開始したオンライン確定申告システム(e-tax)は、開発に500億円を投資し、維持に毎年90億円かけているとされているが、事前の広報の不足、利用しづらいシステム設計が原因で、利用率が16.9%（07年度実績）と低迷している

## その他の事例

地方公共団体が主体の事業に関する事例が報告されている。もちろん、地方公共団体の事業は、会議の活動の対象ではない。とはいえ、歳出の 2/3 は地方公共団体でなされるともいわれており、今後は、その検討が必要になる可能性がある。そのため、参考までに、報告された事例を掲載する。

### 地方公共団体の事業に無駄があると思われるケース

- ・市町村が主体の街づくりにおいて、神奈川県でも県土整備部都市整備公園課まちづくり推進費で同様の事業を実施している
- ・各自治体で導入が進む電子入札システムは、仕様が全国统一されていないために、各自治体で独自開発しておりコストを負担している

## 3. おわりに

本意見書は、削減すべき歳出の項目を、詳細にわたり提示している。これは、民間側から入手可能な資料をもとに下した、経営者の判断であり意見である。ただし、資料には制約があり、当事者である行政側とは、情報の非対称性が厳然として存在している。こうした現状を踏まえ、会議、行政、国会、国民の 4 者に願います。

まず、会議においては、本意見書を、情報面で制約されている国民が、提示可能な解答例であることを念頭に置いて活用することを希望する。

ついで、行政においては、会議の活動に全面的に協力することを契機に、より一層の情報公開を推進すること、業務を遂行する上で、無駄を排除するメカニズムを構築することの 2 点を求める。

情報公開の推進については、質量両面で向上が図られることを求める。これは、公開する情報量を増やすのみならず、情報が、国民にとり有用でわかりやすいものにする、質の向上も求めるということである。本意見書の作成に当たっても、情報の質が障害となる事例が散見された。たとえば、経費科目「庁費」の明細が不明確なため、その支出の妥当性を判定できなかった。こうしたことは、無駄の判定基準の設定を困難にすることであり、事業評価を阻害するものであると考える。判定基準設定に資するような、有用でわかりやすい、質の高い情報公開を心掛けるべきである。

メカニズムの構築については、無駄を判定できるようにするなど、業務プロセスを見直すことを求める。無駄を排除するためには、外部からの点検だけでは効果が薄く、内部からの自発的な取り組みを続けることで、効果があがると考えるからである。たとえば、競争契約の割合を設定するなどの取り組みも有効なのではないか。行政内部で、無駄の排除への圧力を生むことが、必要であろう。

国会に対しては、事後的な統制も含めて、行政への監督責任を果たすよう求める。これまで国会は、立法や予算策定による、事前統制に偏りすぎていたのではないかと。支出の実績を検証して、その結果を反映しなければ、有効な予算編成はできないのではないかと。今ある制度を最大限に活用して、事後統制を有効に機能させるための国会自身の改革が必要であると考えます。会計検査院への検査要請の積極的活用や、決算早期化や決算委員会のタイムリーな開催などの取り組みもすすめていただきたい。

最後に、国民の側も、行政や政治のみに努力を求めてはならない。会議の活動を契機として、税金の使途である歳出について関心を高め、歳出に関する国民的な議論を行うことが必要である。国民が権利の上に眠ることなく、真に民主的な国家経営を実現することを切に期待する。

以 上